

お知らせ

交通事故などで保険証を使用する場合は届出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、医療費は本来加害者が負担するものです。このような場合に保険証を使用して治療を受けることは可能ですが、その際は市へ「第三者の行為による傷病届」、「交通事故証明書」等を届け出る必要があります。

また、医療機関等受診の際には必ずその医療機関等へ、交通事故等、傷病の原因を伝えてください。届出により、医療費の一部を市が立て替え、加害者による過失割合に応じた額を請求します。

☎ 1503、FAX 201600

☎ 201503、FAX 201600

交通事故などで保険証を使用する場合は70歳代前半の被保険者負担額が変更となります

一部負担金の割合が1割の保険証をお持ちの方が、交通事故などで保険証を使用する場合、法律の改正により2月1日から自己負担額が1割から2割に変更になります。

交通事故などによらない私病に係る診療分については、現行どおり1割負担となります。

☎ 201503、FAX 201600

国民年金保険料の納付は、「口座振替」がお得です

振替方法は、翌月末振替・当月末振替（早割）・6カ月前納・1年前前納・2年前前納のうちから選択でき、翌月末振替以外は割引があります。特に割引額が多いのは2年前前納で、2年間で1万5千円程度の割引になります。ご希望の方は金融機関でお手続きください。

手続きに必要なもの＝年金手帳または納付書、預貯金通帳、お届け印／申込締切＝1年前前納・2年前前納・6カ月前納（4月～9月分）は2月末日まで※一部免除の承認を受けている方の口座振替は、毎月納付（割引なし）となります。また、現金・クレジット

カード納付についても、2年前納をご利用いただけます。☎ 0570（003）004

※050で始まる電話からは、☎ 03（6630）2525

本納公民館・新治分館の利用について

本納公民館・新治分館は、平成30年4月に本納公民館・本納支所の複合施設として開館します。

これに伴う移転作業のため、本納公民館は3月1日（土）から、また、新治分館は、3月19日（日）からそれぞれご利用できません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎ 342349、FAX 342302

茂原都市計画に関する案の縦覧

地区計画の変更に関して、

1月4日（土）～18日（土）に原案の縦覧を行いました。今後の手続きとして、次のとおり案の縦覧を行います。なお、今回の変更は、法改正に伴うものであり地区計画の内容に変更が生じるものではありません。

この案について意見のある方は意見書を提出することができます。

縦覧内容＝地区計画の変更（茂原にはる工業団地地区、緑ヶ丘地区）／縦覧期

入札参加資格審査申請を受け付けます

長生郡市広域市町村圏組合では、平成30・31・32年度の入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

受付期間＝2月19日（月）～3月9日（金）必着、持参3月5日（月）～9日（金）有効期間＝6月1日～平成33年5月31日まで※申請様式等は組合ホームページからダウンロード可提出・お問い合わせは、長生郡市広域市町村圏組合事務局総務課工事管理室

〒297-0035
茂原市下永吉2101
☎ 230107

2月は省エネルギー1月間です

音楽放送（夕焼け小焼け）が17時に変わります

防災行政無線による夕方の音楽放送（夕焼け小焼け）について、2月1日より放送時間を16時から17時に変更して放送します。

なお、朝（8時）の音楽放送は市民の皆さんに親しんでいただくため茂原市愛唱歌「いづも憧憬」を放送しています。

☎ 201519、FAX 201602



冬の省エネルギー

関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp>

☎ 238021、FAX 238174
千葉事業本部 茂原事業所